

主な記事

賃上げ税制の「給与等の支給額」の範囲 2面
PF課税のインボイス交付義務 2面
マンション評価通達の適用で
松本税理士に特別インタビュー 3面

EBPMに基づく租特等の効果検証を本格化へ

まもなく各都府県から令和7年度税制改正要望が公表される。7年度税制改正では、政府全体としてEBPM(証拠に基づいた政策立案)の取組みが進む中、税制でも客観的なデータに基づき、その有効性等の検証を行う必要性が高まってきていることを受けて、租税特別措置を中心とした効果の検証が行われる見通しだ。ただ、効果の検証に必要なデータが必ずしも十分にそろっているわけではなく、6月に開催された政府税制調査会の「税制のEBPMに関する専門家会合」でも、専門家からその難しさを指摘する声が出ている。

政府税調では「難しさ」を指摘する声も

6年度末までに適用(6月28日開催)で期限が到来する租税特別措置のうち法人税関係のものには表のとおり。政府税調が設置した座長の赤井伸郎大阪大学大学院教授は冒頭、

「7年度税制改正を見越して、今後期限が到来する租税特別措置について、影響が大きいものから順次、政策効果、

令和6年度末までに適用期限が到来する法人税関係の租税特別措置

- ・中小企業者等の法人税率の特例
 - ・中小企業投資促進税制
 - ・地域未来投資促進税制
 - ・企業版ふるさと納税制度
 - ・中小企業経営強化税制
 - ・5G導入促進税制
 - ・DX投資促進税制
 - ・中小企業防災・減災投資促進税制(計画の認定期限)
 - ・医療用機器等の特別償却
- など計25項目

「7年度税制改正を見越して、今後期限が到来する租税特別措置について、影響が大きいものから順次、政策効果、検討に関する説明があった。同局は今春、本件に関する報告書を取りまとめ、EBPMのリーディングケースとして五つの租税特別措置の効果検証を行ったが、このうち6年度末までに適用期限を迎える中小企業投資促進税制と中小企業経営強化

税制について、両税制は制度の内容や改正タイミングが類似しており、それぞれの効果を切り分けた分析が困難であったと指摘。このため、適用事業者(両税制のどちらかを適用した事業者)と非適用事業者(どちらも適用していない事業者)間で差の差分分析を行い、投資、売上、労働生産性へのプラスの影響の

定額減税のQ&A改訂で6問を修正

国税庁は20日、令和6年分所得税の定額減税Q&A(概要・源泉所得税関係)を改訂した。Q&Aの追加はな

「7年度税制改正を見越して、今後期限が到来する租税特別措置について、影響が大きいものから順次、政策効果、検討に関する説明があった。同局は今春、本件に関する報告書を取りまとめ、EBPMのリーディングケースとして五つの租税特別措置の効果検証を行ったが、このうち6年度末までに適用期限を迎える中小企業投資促進税制と中小企業経営強化

可能性が示されたが、入手できたデータの範囲・サイズに制約があり、分析範囲にも限界があること等の示唆が得られたという。こうした結果に対して、各委員からは「租税特別措置はなかなかデータを上手に使わないと分析が難しい」「政策を策定する時点から、将来どういうリスク、ストラクチャー

その政策を定量的に正当化するのかが重要な点などを検討して、将来的に必要となるエビデンスやデータも得られるような形であらうか、政策立案の段階から考えていくべき」などの意見が出た。

まだ緒に就いたばかりのEBPMだが、データの充実も含めて取組みを強化・発展させていく必要がある。

「7年度税制改正を見越して、今後期限が到来する租税特別措置について、影響が大きいものから順次、政策効果、検討に関する説明があった。同局は今春、本件に関する報告書を取りまとめ、EBPMのリーディングケースとして五つの租税特別措置の効果検証を行ったが、このうち6年度末までに適用期限を迎える中小企業投資促進税制と中小企業経営強化

インボイス 設置日以後、新たに登録申請が必要

自治体事業を「公営企業会計」へ移行する場合

国税庁は7月26日、インボイス制度に関して多く寄せられる質問を更新した(8月5日号1面参照)。今週号では、追加された「地方公営企業法適用の特別会計に移行する際の別会計に移行する際の適格請求書発行事業者の登録」を紹介する。上下水道の特別会計を有する地方公共団体の

が、地方公営企業法適用の特別会計に移行することとなり、移行前の特別会計でインボイス発行事業者の登録申請を行い登録番号の付番を受けていたが、移行に当たっては登録番号も移行されるのかというもので、回答の概要は以下のとおり。

旧特別会計の登録番号は失効することとなるので、移行後の新たな特別会計において改めてインボイス発行事業者の登録申請を行い、登録番号の付番を受ける必要がある。

なお、新たに特別会計を設置した場合に、設置日以後に登録申請を行うこととなるが、特別会計の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税

期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられている。ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期にインボイス等を交付するために、登録申請後、通知後に改めてインボイス等を交付し直すなどの対応をすることが考えられる。

税のしるべ電子版

読みたい記事がすぐに見つかる
https://shirube.zaikyo.or.jp/
税のしるべ電子版

電子版に収録されている記事等やカラー写真の号数は、電子版の利用案内でご確認ください。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL http://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

松本好正 著 ▼A5判・730頁・定価4620円(税込)

四訂版 株式譲渡・相続・贈与に役立つ 非上場株式等の評価Q&A

木山泰嗣 著 ▼A5判・500頁・定価3300円(税込)

リーガルマインドで読み解く 重要税務判例20選

佐藤敏郎 著 ▼A5判・150頁・定価2200円(税込)

対話でわかる! インボイス制度・電子帳簿保存法への実務対応

齋藤文雄 著 ▼B5判・480頁・定価2970円(税込)

改訂版 消費税簡易課税制度の実務

令和6年度改正税法のすべて

別冊特別付録「改正事項と適用時期一覧表」

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい

大蔵財務協会 オンラインブックショップ

大蔵財務協会 販売局

額見直し等の支給範囲適用時期に経過的取扱い

賃上げ促進税制

令和6年度税制改正の賃上げ促進税制について、経済産業省から全企業向け、中堅企業向けのガイドブックが公表された(8月12日号1面参照)。6年度改正では、診療報酬や介護報酬の改定による賃上げ分を同税制の対象とするため、「給与等の支給額」の範囲が見直されており、適用時期については経過的取扱いがある。ガイドブックでは、給与等の支給額から控除しないこととされた「役務の提供の対価」として支払を受ける金額」について、6年4月1日以降に開始する各事業年度または7年からの各年だけでなく、6年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度分の法人税及び6年分の所得税についても、給与等の支給額から控除する「補填額」に含まれないこととしても差し支えないとしている。

診療報酬等による賃上げ分を対象に

ガイドブック 補填額に該当の補助金等の例示も

賃上げ促進税制で、適用可否の判定及び税額控除額の算定の基礎となる給与等の支給額から、給与等の支給に充てるため他の者の額及び介護職員処遇改善加算の額を除くこととされている。6年度改正では、看護職員処遇改善加算の額及び介護職員処遇改善加算の額を除くこととされている。給与等の支給に充てるため他の者の額及び介護職員処遇改善加算の額を除くこととされている。

課税 PF インボイスの交付義務者が変更

特定PF事業者は今年末までに公表

国税庁は先月、「消費税のプラットフォーム課税に関するQ&A」の国外事業者用とプラットフォーム事業者用とを「特定PF事業者」に変わるため、このままではできなかった仕入税額控除を適用できる場合がある。

国税庁は先月、「消費税のプラットフォーム課税に関するQ&A」の国外事業者用とプラットフォーム事業者用とを「特定PF事業者」に変わるため、このままではできなかった仕入税額控除を適用できる場合がある。

与等の支給額から控除しないこととされた。ガイドブックでは、適用要件(賃上げ率)の計算における注意点として、補填額がある場合には、給与等の支給額からその金額を控除するが、雇用安定助成金額及び役務の提供の対価として支払を受ける金額は、補填額には含まれていないとしている。

補填額については、その説明とともに、該当する国の補助金等の例が表で掲載されている。役務の提供の対価として支払を受ける金額については、看護職員処遇改善加算の額及び介護職員処遇改善加算の額のように、次の

については、当該特定PF事業者が当該役務の提供を行ったものとみなして申告・納税を行うとするもの。消費者向け電気通信利用役務の提供とは、例えば、インターネット等を介して、広く消費者を対象に提供されている電子書籍・音楽・映像の配信等とされている。消費者が提供を受けるものに限られず、事業者が提供を受けるものも含まれる。

特定PF事業者は、一定の要件を満たすPF事業者として、国税庁長官の指定を受け、公表することとなる。7年4月1日からPF課税の対象となるものは、6年12月31日までに指定を行い、公表することとなる。

①から③までに掲げる報酬の額その他これらに類する公定価格が設定されている取引における取引金額に含まれる額となっている。

②介護保険法その他法令の規定に基づく診療報酬の額

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

特定PF事業者は、一定の要件を満たすPF事業者として、国税庁長官の指定を受け、公表することとなる。

外国人旅行者を対象とした免税制度が大きく変わろうとしている。観光庁の発表によると、今年3月31日時点での消費税込店数は、三大都市圏で3万6960店、三大都市圏を除く地方で2万2525店と増加傾向にあるという★外国人旅行者向け免税制度は、令和6年度税制改正において、抜本的な見直しが行われる方針が明らかにされた。その背景には訪日客が免税で購入した物品を、日本国内で転売していることが相次いでいることがある★新たな制度では、不正な転売防止対策として、購入時に免税を適用するのではなく、出国時に購入品を持ち出すことを確認してから、後で消費税を返金する制度に改める方針だ。訪日客の利便性などにも配慮しつつ、不正な転売行為が減る制度になることを期待したい。

このため、例えば、これまで国外事業者からインボイスが発行されないことにより、仕入税額控除が受けられなかった消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者がインボイスを発行する必要がある。

このため、例えば、これまで国外事業者からインボイスが発行されないことにより、仕入税額控除が受けられなかった消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者がインボイスを発行する必要がある。

物流コンシェルジュ
見つかる倉庫

倉庫・トラック・物流サービスが見つかる、日本全国とつながる、だからたすかる!

見つかる倉庫

西濃運輸

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

人事院が「配偶者手当の完全廃止」勧告

子に係る手当の増額とあわせて

30年ぶりの高水準ベアも勧告

人事院は8日、令和6年の人事院勧告を行った。この中で民間給与の状況を反映し、国家公務員の給与について約30年ぶりの高水準のベースアップをするよう勧告するとともに、扶養手当に関して、子に係る手当の増額とあわせて2年かけて配偶者手当を完全に廃止する方針を示した。人事院勧告が民間企業の給与等に直接影響を及ぼすわけではないが、国が配偶者手当の廃止に向けて舵を切るこの影響は小さくはない。

扶養手当の見直し(止)する一方、子ども内容は表のとおり。行に係る手当を拡充して政職俸給表(一)の7級(本府省課長補佐級)以下と同8級(本府省室長級)とに分けて実施する。これ以外に変更はない。

人事院は平成28年の人事院勧告で配偶者手当を大幅に削減等(9級以上はこの際に廃止)する一方、子ども手当を完全に廃止する。配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を持つ職員に対する生計費の補填を充実させることが目的としている。

令和6年の職種別民間給与実態調査によると、配偶者手当を支給する民間の事業所は53・5%の上り、民間では半数以上で配偶者手当が支給されている。ただし、この数字は減少傾向にあり、人事院が前回、配偶者手当の見直しを勧告した際の28年の調査では66・8%

扶養親族	現行	令和7年度	8年度	
配偶者	行(一)7級以下	6500円	3500円	廃止
	行(一)8級	3500円	廃止	
子(1人当たり)	1万円	1万1500円	1万3000円	

十分配慮した税制上、財政上の抜本的な解決に向け総合的に検討するよう要望した。

要望書の主な内容は次の通り。

▽消費税に関する事項

(1) 仕入税額控除に関する中小事業者等への配慮措置のあり方

インボイス制度の中小事業者等の負担緩和措置のうち、特に中小事業者向けの少額特例(税込価額が1万円未満の課税仕入れを帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置)

医療機器等には、消費税が課税される一方、医療は非課税であるためこれらの費用等に含まれる消費税は仕入税額控除ができない。このような仕入税額控除できない消費税分については、当該販売価格や料金等の設定の中で基本的な考え方とされる。このような考え方は、診療報酬制度を基本とする社会保険医療サービスについては、療養費等への課税にこのような控除対象外消費税分も含めた費用

は見直すことを検討しているほか、11・1%は税制および社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては見直すことを検討しているという。

政府も昨年9月に決定した「年収の壁・支援強化パッケージ」の中で、配偶者の収入が一定額を超えると支給されなくなることもある配偶者手当の存在がパートタイム労働で働く配偶者の就業調整の要因となっていることを指摘。民間企業に配偶者手当のあり方の検討を促している。

こうした中で、人事院が配偶者手当の廃止を勧告したことからは、民間でも同様の動きが加速する可能性がある。

「適格割引率」とは、いわゆる複利の応募者利回りをいうことを例示により明らかにするなどしている。

なお、今般の改正以上の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、収支報告書の不記載および虚偽記入に係る収入等の国庫納付制度の導入、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進など、所要の規定の整備を行っている。

そのため、当日の同委員会では事務局から「政治資金規正法の改正について」の説明が行われた。

なお、6月30日現在の登録政治資金監査人の登録者数は5167人、その内訳は弁護士338人、公認会計士989人、税理士3840人と、税理士が全体の約74%を占めている。

国際最低課税関係で通達

6年度の法人税関係法令等の改正で

国税庁は9日、「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)を取りまとめた公表した。これは、令和6年度の法人税関係法令等の改正のうち、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等に関する改正に係る事項についてのものである。

法人税基本通達関係の「適格適用者変更税額控除額に係る調整等」では、「割引率と等」では、「割引率として合理的と認められるもの」が新設され、「適格割引率」とは、いわゆる複利の応募者利回りをいうことを例示により明らかにするなどしている。

なお、今般の改正以上の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、収支報告書の不記載および虚偽記入に係る収入等の国庫納付制度の導入、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進など、所要の規定の整備を行っている。

政治資金規正法改正について報告

政治資金適正化委員会

令和6年度の第2回政治資金適正化委員会が7月26日、総務省内で開かれ、政治資金規正法の改正などについて報告があった。

同法の改正法は、6月26日に公布され、別の定めがあるものを除き、8年1月1日から施行することとされた。

今回の改正法は、政治団体の収支報告の適正の確保および透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、収支報告書の不記載および虚偽記入に係る収入等の国庫納付制度の導入、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進など、所要の規定の整備を行っている。

そのための、当日の同委員会では事務局から「政治資金規正法の改正について」の説明が行われた。

なお、6月30日現在の登録政治資金監査人の登録者数は5167人、その内訳は弁護士338人、公認会計士989人、税理士3840人と、税理士が全体の約74%を占めている。

そのための、当日の同委員会では事務局から「政治資金規正法の改正について」の説明が行われた。

なお、6月30日現在の登録政治資金監査人の登録者数は5167人、その内訳は弁護士338人、公認会計士989人、税理士3840人と、税理士が全体の約74%を占めている。

そのための、当日の同委員会では事務局から「政治資金規正法の改正について」の説明が行われた。

なお、6月30日現在の登録政治資金監査人の登録者数は5167人、その内訳は弁護士338人、公認会計士989人、税理士3840人と、税理士が全体の約74%を占めている。

インボイス負担緩和の追加措置検討求める

全商連 7年度改正要望書を関係各所に提出

全国間税会総連合会(片岡直公会長)は9日、財務省と国税庁に「令和7年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」を提出し、また、15日には消費者庁に提出した。

要望書では、インボイス制度について、中小事業者向けの少額特例の利用状況等を確認し、必要があると認められる場合には、恒久

十分配慮した税制上、財政上の抜本的な解決に向け総合的に検討するよう要望した。

要望書の主な内容は次の通り。

▽消費税に関する事項

(1) 仕入税額控除に関する中小事業者等への配慮措置のあり方

インボイス制度の中小事業者等の負担緩和措置のうち、特に中小事業者向けの少額特例(税込価額が1万円未満の課税仕入れを帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置)

医療機器等には、消費税が課税される一方、医療は非課税であるためこれらの費用等に含まれる消費税は仕入税額控除ができない。このような仕入税額控除できない消費税分については、当該販売価格や料金等の設定の中で基本的な考え方とされる。このような考え方は、診療報酬制度を基本とする社会保険医療サービスについては、療養費等への課税にこのような控除対象外消費税分も含めた費用

は見直すことを検討しているほか、11・1%は税制および社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては見直すことを検討しているという。

政府も昨年9月に決定した「年収の壁・支援強化パッケージ」の中で、配偶者の収入が一定額を超えると支給されなくなることもある配偶者手当の存在がパートタイム労働で働く配偶者の就業調整の要因となっていることを指摘。民間企業に配偶者手当のあり方の検討を促している。

こうした中で、人事院が配偶者手当の廃止を勧告したことからは、民間でも同様の動きが加速する可能性がある。

「適格割引率」とは、いわゆる複利の応募者利回りをいうことを例示により明らかにするなどしている。

なお、今般の改正以上の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、収支報告書の不記載および虚偽記入に係る収入等の国庫納付制度の導入、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進など、所要の規定の整備を行っている。

そのため、当日の同委員会では事務局から「政治資金規正法の改正について」の説明が行われた。

なお、6月30日現在の登録政治資金監査人の登録者数は5167人、その内訳は弁護士338人、公認会計士989人、税理士3840人と、税理士が全体の約74%を占めている。

そのための、当日の同委員会では事務局から「政治資金規正法の改正について」の説明が行われた。

なお、6月30日現在の登録政治資金監査人の登録者数は5167人、その内訳は弁護士338人、公認会計士989人、税理士3840人と、税理士が全体の約74%を占めている。

パスワード of AWES Clean

(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil

イクイップメントのサポート商社

昭栄

株式会社

●本社 〒541-0059
大阪市中央区博労町2丁目3番1号
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947

●本店営業部 〒577-0815
東大阪市金物町6番10号
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333

●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA

各種切断砥石

N.P.S

日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで 創業358年 京都・老舗の総合流通サービス企業

さとうグループ

ネット予約サービス

「お中元」・「お歳暮」・「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。

※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら →

カメラでQRコードを読み取ってください。

パソコンはこちら [ネット予約](#) [検索](#)

さとうグループ 本部/京都府福知山市東野町1番地
☎0773(27)0100(代)
<https://www.sato-kyoto.com/>

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣 8

先の国会では、遠くはウクライナ、パレスチナで果てしない争いが続き、近くは、フィリピン沖、台湾海域そして尖閣諸島で中国軍に囲まれ、我が国の存続にも関わる大きな問題が生じているにもかかわらず、それらは全く議題にもならず、もっぱらパーティ券収入に関わる裏金問題のみが議論されていた。このような政治家に国政を託さざるを得ないことは、国家・国民にとっても由々しき問題ではある。

そのような国政の問題はともかくとして、パーティ券収入をめぐる議論の中で、「パーティ券の記帳除外は裏金であり、裏金は脱税であるから、脱税事件として摘発すべきである」旨の見解がみられた。しかし、「裏金＝脱税」ということには、いささか論理の飛躍があるように考えられる。

そもそも、国会議員は、その働きに対して国から歳費の支給を受ける給与所得者である。もっとも、給与所得者の必要経費の額と目されている給与所得控除額は、最高額は195万円で頭打ちとなっているわけであるが、その金額で政治活動ができるわけがない。そのため、国から所定の政治資金が支給されることになっているが、それでも足りないということで、政治献金の一部として、パーティを催し、その会費収入に依存することになる。それらのこと自体は、何らやましいことではない。

それらの政治資金を本来の政治活動に使用しないで私用に供した場合に、税金の上で問題となる。そのため、政治資金については、その収入と支出を帳簿において明確にしておく必要がある。しかし、前国会で問題となったのは、パーティ券収入の一部をキックバックして、かつ、簿外で処理すること(裏金を作ること)を許容したことである。

それでも、その裏金が適正な政治活動のために使用され、その国会議員の私的なことに使われていなければ、脱税云々が問題になることは

裏金は脱税か？

ないはずである。この場合、まず問題となるのは、国会議員は、前述したように、給与所得者であるが、その歳費以外に経済的利得を得た場合にその所得の種類が何かである。その利得の性質上、事業所得か雑所得かに当たることが考えられるが、政治活動を所得税法上の「事業」とは言えないであろうから、雑所得に該当することになる。

この場合、パーティ券収入が簿外になっていてその一部が当該国会議員に帰属していると認められるときには、税務署長は「その者の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況」等から所得金額を推計して、課税処分をすればよいはずである(所得税法156条)。この場合、パーティ券収入の簿外額がそのまま課税される所得金額になるわけではなく、その収入金額から政治活動に使用した経費等を控除した残額のみが課税の対象になることになる。

しかし、令和4年度税制改正で、簿外経費等を必要経費に算入しないという厳しい措置が取られているので留意を要する。すなわち、雑所得等を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超える者が、隠蔽仮装行為(その所得の金額又は雑所得の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装すること)に基づき確定申告書を提出し、又は提出していなかった場合には、業務に要した経費があってもその経費の控除が認められなくなる(所得税法45条3項)。このよう

な規定にも問題があるが、これも国会が作った法律である。なお、今回のようなパーティ券収入の簿外処理については、脱税事件として処理することは困難であると考えられる。すなわち、所得税法の脱税の要件は「偽りその他不正の行為により所得税を免れたこと」(所得税法238条)であるが、国税当局(査察部門)が、当該国会議員に脱税の意思があったこと(犯意)を立証しなければならぬことになっている。

このような脱税要件の厳しさと新聞等で報道されているパーティ券収入の簿外金額やその使用状況等からみて、かつ、従前の脱税事件に照らし、今回は脱税事件にはならないものと考えられる。

タ化されていますので、以後の仕訳入力やインボイス番号の管理についてはオートマチックに進めていくことが可能となります。ですので、ここからは紙の請求書等や、電子取引に係る文書等への対応をみていきます。

請求書等からインボイス番号を読み取ってデータ化することで、その後の管理に活用できるようになるため、第4回の「会計システムの有効活用②」でもご紹介した、AI-OCR機能(画像の文字をシステムが認識してデータにするOCRにAIの機能が追加されたもので、これまでのOCRに必要な項目や位置の読取指定が不要で、自動的にその文字の意味を判断する機能)を兼ね備えた画像データの取り込みシステムが有効的に機能します。

文書をスキャンした請求書等や、電子取引として保存される請求書等の情報を読み取り、その中のインボイス番号を自動的に判別するため、人が目視で番号の有無を確認し記録する必要がなく、正確性と効率性は格段にあがると考えられます。

これまで触れてきたとおり、こうしたサービスの利用は有償です。しかし、取り込んだデータを適切に保存する機能込みで提供されるものがほとんどであるため、その導入によりインボイスの管理だけでなく、第6回でご紹介したスキャナ保存の電子帳簿保存法の利用による紙の文書の保存コストと手間の削減、第7回でご紹介した電子取引保存の電子帳簿保存法の義務化への対応も可能となってきます。

今後も増加するデータ管理への対応として、導入の検討の余地はあると思われます。

インボイスへのデジタル対応

データ管理のため導入に検討の余地

会計・税務のデジタル対応

最近の動向を踏まえて

■税理士 若林 俊之

8



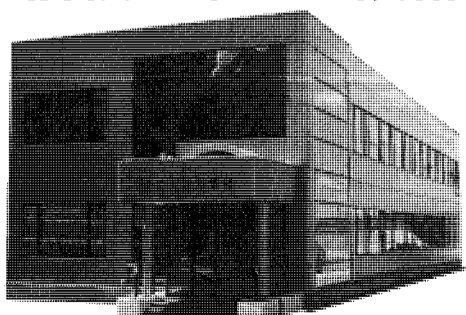
インボイス制度の開始に伴い、請求書等に記載されたインボイス番号の確認と仕入税額控除の可否の判断はもちろん、勘定科目内訳書や青色決算書などへの番号記載などへの対応のために、請求書等の読み取りと管理について大幅に事務負担が増えています。今回はそのインボイス制度へのデジタル対応について検討します。

まず初めに、用語の意義について確認しておきます。インボイスのデジタル対応に関しては、「電子インボイス」や「デジタルインボイス」といった用語を目にします。しばしばこの二つの用語の意味が混同されていることがあるのですが、本来は明確に違います。「電子インボイス」は請求書等を画像にするなどして電子化したものを指し、「デジタルインボイス」はPeppol(ペポル:電子文書をネット内で流通させるための仕様・運用ルール等の標準仕様)を利用してデータでやり取りされる請求書等情報を指します。

そのため、インボイスのデジタル対応については、請求書等の画像データで運用するのか、Peppolを利用するのかで方法が違いますし、選択するサービスも異なってきます。

Peppolを利用する場合には、最初から請求書等の内容がデー

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

地域に拓き、貢献する 優良企業

「寝具リース」全国に広がる スケールとネットワークで 「快適品質」をお届けします。

- ◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。
- ◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会

代表取締役 小山 喜康

本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)
仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)
東京支店 東京都大田区矢口一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)
名古屋支店 名古屋市熱田区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)
大阪支店 東大阪市柳根一丁目2-31 ☎06(6745)1861(代)
営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央
静岡・京都・岡山・福岡
本社工場 仙台
工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

裁決事例集

206

裁決のポイント

請求人の取締役が、申告漏れとなっていた現金で受領した工事代金について、故意に領収証を発行しなかったこと、あるいはその控えを故意に破棄したことなどにより、故意に帳簿に記載しなかったことを裏付ける証拠はないとして、「隠蔽」に該当するとは認められないと判断した。

審査請求人が、原処分庁所属の職員の調査を受けて、法人税等及び消費税等の修正申告をしたところ、原処分庁が、請求人の売上げの計上漏れについては、隠蔽または仮装の事実が認められるとして法人税及び消費税等に係る重加算税の賦課決定処分を行った。それに対し、請求人が、隠蔽または仮装に該当する事実はないなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、請求人が課税標準等または税額等の計算の基礎となる事実について、隠蔽あるいは故意に脱漏したとまでは認められないとして、重加算税の賦課決定処分を取り消した(令和5年12月4日付、公表裁決)。

基礎事実等

請求人は、平成29年1月に建築工事等を目的として設立された法人であり、設立時の代表取締役はA、取締役はBであった。取締役Bは、令和4年11月30日に代表取締役を辞任したAに代わり、同日、代表取締役就任した。

本件調査担当職員は、4年8月31日、請求人の2年12月期、3年12月期(本件各事業年度)の法人税、2年12月課税事業年度、3年12月課税事業年度(本件各課税事業年度)の地方法人税並びに2年12月課税期間、3年12月課税期間(本件

編集部編

工事代金の一部が申告漏れ、「隠蔽」には該当せず重加算税を取消し

各課税期間)の消費税及び地方消費税に係る調査(本件調査)を開始した。

請求人は、本件調査において、本件調査担当職員から、請求人が請け負った工事7件(本件各工事)について、帳簿に記載されておらず、売上げとして計上されていない旨の指摘を受けた。なお、本件各工事に係る売上金額(税込)は、〇〇〇〇円(本件工事代金)である。

請求人は本件調査担当職員から現金で受領した本件工事代金を総勘定元帳に計上せず、受領した金員を取締役Bが個人的に費消したことを認める旨の書面の提出を求められ、当該書面の文案を示された。そこで、請求人は、4年11月17日、本件調査担当職員から示された文案に修正を加えた「申立書」と題する書面(本件申立書)を作成し、原処分庁に提出した。本件申立書には、取締役Bの署名と代表取締役印が押印され、要旨、次のとおり記述されていた。

①本件工事代金については、取締役Bが現金で受領した際、領収証の発行を失念したことから、売上げに計上するための原始記録がなく、帳簿に記載することができなくなり、総勘定元帳に計上していなかった。②本件工事代金として受領した金員の管理が不十分であったため、どのようにしたか分からないが、個人的に費消したと思われるものが、個人的に売上げに計上していなかったのは、当社の書類の整理が不十分であったために起きてしまったことだが、悪気がないということを理解していただきたい。

請求人は、本件調査担当職員から指摘を受けたことから、4年11月30日、本件各事業年度の法人税、本件各課税事業年度の地方法人税及び本件各課税期間の消費税等について、各修正申告書を提出した。法人税の各修正申告書において、本件各工事に係る売上計上漏れの処分として、社外流出欄に賞与と記載している。

審判所の判断

(認定事実)

請求人の現金管理と経理は、全て取締

役Bが行っている。請求人は、通常、売上代金を現金で受領した際に取引先に対して領収証を発行し、その控えを保管しており、現金の入出金等については、日記帳に記載しており、当該日記帳の作成を取締役Bの知人に依頼している。また、C商工会に記帳代行を委託し総勘定元帳を作成しており、預金通帳、領収証の控え、日記帳、経費に係る領収証及びレシートを1年分まとめてC商工会へ引き渡している。

請求人の本件各事業年度における本件各工事以外の工事には、各売上金額が1000万円を超えるものも多くあり、これらと比較すると、本件各工事の各売上金額はいずれも低額の部類に属する。

(検討等) 請求人が、領収証の控えが存在しながら帳簿に記載しなかったことをうかがわせる証拠はないことから、本件工事代金が帳簿に記載されていなかったのは、請求人が本件工事代金に係る領収証を故意または過失により発行しなかったか、その控えを故意または過失により破棄したものと認められるところ、取締役Bの申立てからは過失により本件工事代金に係る領収証を発行しなかった事実は認められるものの、故意に領収証を発行しなかったこと、あるいは、領収証の控えを故意に破棄したことなどにより、故意に帳簿に記載しなかったことを裏付ける証拠は見当たらない。

また、取締役Bが本件工事代金を個人的に費消したと取り扱われても仕方ない旨申し立てたことや、請求人が本件工事代金相当額を修正申告で役員賞与の取扱いはしたことは認められるものの、取締役Bが自らの所持金と混同するなどにより本件工事代金を個人的に費消した可能性を否定できず、請求人に帰属する金員と認識した上で個人的に費消したと認められる証拠もない。

そうすると、請求人が課税標準等または税額等の計算の基礎となる事実について、隠蔽あるいは故意に脱漏したとまでは認められない。

注目の二冊

非上場株式等の評価Q&A (四訂版)

松本 好正 著

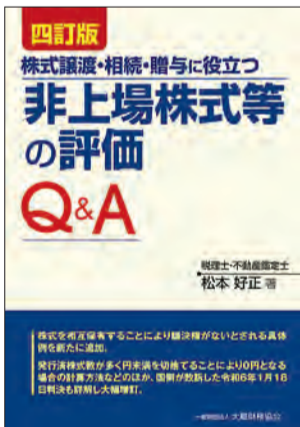
株式を評価する機会には相続や贈与にとどまらず、個人や法人が非上場株式等を譲渡する場合や合併、増資、新株引受権の付与など益々増えていくものと考えられる。

本書では、特に難解とされる非上場株式の評価に着目し、課税の前提となる非上場株式等の評価の仕方を最新の事例・判例等を含め基本的なことから応用までをQ&A形式で分かりやすく解説。

「非上場株式の評価の概要」「同族株主の判定等」「会社規模の判定」「評価方式(類似業種比準方式・純資産価額方式・配当還元方式)の計算」「特定の評価会社」「その他特殊な株式等の評価」で構成され、巻末には参考資料として、「令和6年分の基準年利率について(法令解釈通達)」などを収録。

今版では、株式を相互保有することにより議決権がないとされる具体例を新たに追加。さらに、発行済株式数が多く円未滿を切捨てることにより0円となる場合の計算方法などのほか、国側が敗訴した令和6年1月18日判決も詳解し大幅増訂している。

A5判、732ページ。定価4620円(税込)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL.03-3829-1411、FAX.03-3829-4001)。



北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1

TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食品品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

HSK

ホクト商事株式会社

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 本社 | 〒450-0003 | 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号
TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777 |
| 中部事業部 | 〒455-0032 | 名古屋市港区入船1丁目3番15号
TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255 |
| 関西事業部 | 〒563-0035 | 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号
TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417 |
| 関東事業部 | 〒177-0041 | 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号
TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071 |
| 北陸事業部 | 〒925-0125 | 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地
TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011 |
| 九州事業部 | 〒818-0101 | 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号
TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031 |
| 横浜事業部 | 〒253-0105 | 神奈川県高座郡寒川町岡田三丁目4番2号
TEL.0467-73-7504(代) FAX.0467-73-7564 |

業務委託をする事業者が知っておくべき

フリーランス保護法

■編集部編 8

期日における報酬支払義務②

フリーランス保護法において支払期日は、特定受託事業者から物品等を受領した日から60日以内に定めるとされています。ただし、再委託の例外が設けられています。

元委託者から受けた業務の全部または一部を、特定業務委託事業者が特定受託事業者に再委託し、かつ、①再委託である旨、②元委託者の商号、氏名もしくは名称または事業者別に付された番号、記号その他の符号であ

払期日を定めている場合には、元委託者から前払金の支払を受けた特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならないとされています。

配慮すべき内容については、例えば、業務委託に係る業務の着手に当たって、特定業務委託事業者自身は費用を要せず、特定受託事業者のみが費用を要する場合には、通常、特定業務委

再委託は例外規定の適用が可能

って元委託者を識別できるもの及び③元委託業務の対価の支払期日を明示した場合、再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内で定めることができるとされています。

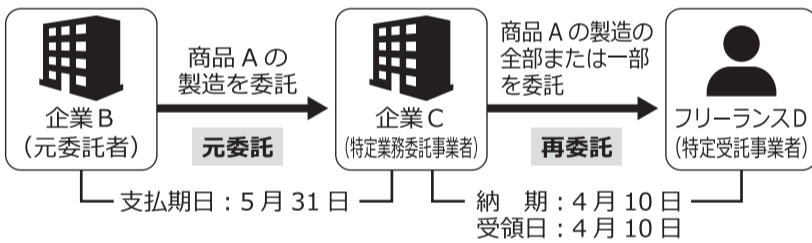
下図は再委託の例外の事例です。なお、元委託者から特定業務委託事業者への支払いが遅れたとしても、特定業務委託事業者から特定受託事業者への支払期日は変わりません。

再委託の例外で認められる支

託事業者が元委託者から受けた前払金を必要とする合理的な理由はないことから、特定受託事業者に元委託者から支払を受けた前払金の全部を支払うことが望ましいなどとされています。

支払期日が金融機関の休業日に当たったときは、支払を順延する期間が2日以内である場合であって、金融機関の翌営業日に支払うことをあらかじめ書面等で合意しているときは、結果として物品等を受領した日から起算して60日を超えて報酬が支払われても問題になりません。

事例：商品Aの製造の再委託



再委託の例外	適用なし	起算日は4月10日、一番遅い支払期日は6月8日
	適用あり	起算日は5月31日、一番遅い支払期日は6月29日

税の書物を

ひも解く

■ 青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

いまでは遠い昔のように感じるコロナ下では、授業もマスクで行っていた。緊急事態宣言の都度、対面授業がオンラインに切り替えられたり、対面で実施予定だった行事が急にオンラインに変更されたりするなど、不安定な教育環境が続いた。そんななかで元総理が選挙期間中に殺害された。鬱屈とする空気の2年に追い打ちをかけるような事件だったと思う。酒井克彦教授が主催する研究会のゲストにわたしが呼ばれて、先生との対談を行ったのは、この事件の翌日である。

クローズアップ租税行政法

酒井克彦 著

財経詳報社

精緻な理論と現実の実務を1冊に整理

理論だけで考えると抽象的になるから、学問にも実務との接点が必要になる。一方の実務は現場が全てだから、理論が後退することもある。税法の超人は、両方を完全に備えたバランス派だ。著作も論文も膨大にあり、活動量が卓越している。前回お会いしたのがちょうどダイヤモンド・プリンセス号の報道のころだったので、コロナ下がすっぱり響き合える思いがした。本書は、「租税行政」にクローズアップした点に、特色がある。税法のなかでも見落とされがちなの分野は「税務調査」をはじめ、実務との接点が明確である。それでいながら、理論的にも精緻な原則論を知らずして語ることはできない。その分野を、ここまで分かりやすく、背筋が伸びる思いがした。

く、それでいて網羅的に扱った現代のテキストは、本書が唯一無二と思われる。コラムや統計データもたくさんあり、読者を飽きさせない。もっとも、こうした構成や工夫は酒井先生の著作では、常に基本的になされている。そうすると、この「クローズアップ租税行政法」の特色は、何なのだろうか？ それは、租税行政の法分野を1冊に切り取ったことと自体が、何より大きいと思う。勤務先の大学院では、隔年で「公法総合演習」という税法院生のための科目を担当している。着任時から租税行政の判例を対象にしている。院生が手薄になりがちなのが手続法なので、あえて集中してもらっている。この分野を書物で学ぼうとすれば、テキストは本書しかない。爆笑はできないかもしれないが、精緻な理論と現実の実務との橋渡しが、この1冊に整理されている。



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年分の相続税申告における被相続人1人当たりの納付すべき税額になります。

答え = , 万円

予想難易度：6

1	B	2		5
	7	3	4	A
	5		8	2
4	8	2	9	6
6		4		9
7	9	5	6	8
	D	3	1	
		2	5	1
4			2	C
				3

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。バズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 9月2日(月)

前回の答え 万人

いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号

TEL (0586) 75-6201

https://www.shinkin.co.jp/ichii/



税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州
税理士 倉田 一寿
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

星屋東京局長就任インタビュー

7月5日付で東京国税局長に就任した星屋和彦氏は2日、国税記者クラブとの記者会見を行った。星屋局長は、デジタルの活用が急速に広がっている中で、「業務や組織を不断にアップデートしていきたい」と就任の抱負を述べ、データ分析を活用した同局の調査方針などについて語った(詳細を電子版に掲載しておく)。

——就任に当たっての抱負
東京局長は、その規模・内容において、国の税務行政の中核を担っており、国税組織全体をけん引するとともに、最先端の経済活動や取引について実態を把握・解明をし、その成果を全国に波及させる立場にございませう。こうした東京局長が果たすべき役割というのは、近年、ますます高まっていると考えておりますので、これまで築き上げてきた良き伝統は守りつつ、変えるべきところは変え、さらに発展させていきたいと考えております。

また、近年、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化の進展等によりまして大きく変化しています。税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広がっている状況にございませう。

——東京局の調査等の取組み
データ分析を活用した課税の効率化・高度化の現状および今後の方針と、富裕層への対応
東京局では、保有する情報に加え、外国当局や民間機関等から収集するさまざまな情報など、大量で広範なデータを整理し、有効活用するために分析ツール等を用いたマッチングや機械学習等の手法により分析を行うております。

そして、その分析結果を活用

新会長に奥田氏が就任 第67回定期総会を開催

全国女性税理士連盟 長、韓国女性税務士会 (西原千景会長) は3日、帝国ホテル大阪において、第67回定期総会を開催した。写真。来賓には、大阪国税局長、近畿税理士会の石原健次会長はじめ九州までの8単体会会長らが招かれた。今年には以前より交流のあった韓女性税務士会の役員らの参加もあった。



冒頭、西原会長が会長就任後の2年間の振り返りあいさつ。議事録は、奥田新会長が読み上げた。

大量・広範なデータの分析結果を活用し効率的に調査

インボイス制度は個人事業者、法人ともに順調に推移

することにより、納税者のコンプライアンスリスクを客観的に測定・把握し、リスクや非違類型に合わせた行政指導や署内調査など最適な接触方法を選択することで効率的な処理を行っていただきます。一方で、調査必要度が高いと判定された納税者に対しては、実地調査により調査事務量を重点的に投下することにより、限られたリソース、事務量を効果的・効率的に活用するメリハリのある事務運営を旨とするとしております。

また、経済社会のグローバル化・デジタル化が進展する中で、一部の富裕層による租税回避行為あるいは、海外への資産隠しなどに対し、国民の関心が大きくなっています。当局といたしましては、適正な申告を行った納税者の方が公平感を抱くことなく、税務行政の信頼を損なうことがないよう、租税回避行為等に対しては、組織を挙げて厳正な対応を行っているところとございます。具体的には、有価証券や不動産等大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、また、海外投資等を積極的に行っている個人など、富裕層への対応を重点課題として掲げ、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しております。



星屋和彦(ほしや・かずひこ)氏の略歴 平成元年大蔵省入省、7年巻税務署長、24年大阪国税局総務部長、25年国税庁課税部酒税課長、26年東京国税局総務部長、30年同庁長官官房総務課長、3年同庁課税部長、4年同庁次長などを経て、7月から現職。座右の銘は「何事も一生懸命やること」。阪神ファンで、「去年はだいぶ、神宮球場へ観戦に行きました」と語る。

現在も引き続き、制度の円滑な定着に向け、関係府省庁が連携し、政府全体で取組を進めているところとございます。

東京局といたしましても引き続き、個々の事業者の立場に立ちまわし、きめ細かく丁寧に対応し、登録するかどうかを悩まれている事業者の方々向けの「登録要否相談会」や登録済みの事業者の方々向けの「インボイス制度相談会」といった個別相談会を開催するなど、各種施策を実施していくこととしております。

冒頭、西原会長が会長就任後の2年間の振り返りあいさつ。議事録は、奥田新会長が読み上げた。役員改選では、東京税理士会杉並支部の奥田よし子氏が新会長に選出された。奥田新会長はあいさつの中で、「時代の変化に柔軟に対応した会務及び公益社団法人札幌南法人会女性部会(須藤

組織離れが叫ばれる昨今ではあるが、魅力ある組織であり続けるためには何をすべきかなど、模索しながら活動していきたいと思う」と抱負を語った。

研修会では、神社の御朱印や四季折々の花で飾られた花手水(はなちょうすい)の評判の神社などを紹介した。恒例の洋食のテーブルマナーの研修会を行い、8月7日は北海道では七夕祭りをすることになり、七夕の趣向で用意された料理をテーブルマナーの説明を聞きながら楽しんだ。

その他、最近人気の

「作り手の心」
「飲む楽しさ 食べる喜び」
その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。
そのすべてをサポートします。

酒類・食品総合卸
コンタツ株式会社
東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321
https://www.kontatsu.co.jp
https://www.issyusouden.com/

江戸時代的人形専門家 **人形の久月**

本店：東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL. 03(3861)5511
支店：大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/箕面/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを **久月人形学院** 本社ビル6階 **生徒募集中** TEL. 03(5687)5180